

令和 8 年 8 月 19 日
国土交通省関東地方整備局
総務部

関東地方整備局入札監視委員会 審議概要(第二部会 第 1 回定例会議)

関東地方整備局入札監視委員会第二部会の第 1 回定例会議が、令和 8 年 7 月 21 日、横浜市内で開催され、工事 2 件、建設コンサルタント業務等 2 件、物品・役務の提供等 1 件の入札結果が審議されました。

審議内容は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：0 4 5 - 2 1 1 - 7 4 1 3 (代表)

メールアドレス：pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

契約管理官 小宮 (内線：5 8 8 0)

品質確保室長 所 (内線：5 7 9 7)

令和8年度

関東地方整備局 入札監視委員会第二部会第1回定例会議 審議概要

開催日及び開催場所	令和8年7月21日（火） 関東地方整備局 131・132会議室	
委 員	土屋 志穂（拓殖大学 准教授） 鶴田 大輔（日本大学 教授） 高橋 佑弥（東京大学大学院 准教授）	
審 議 対 象 期 間	令和7年10月1日～令和8年3月31日	
審 議 案 件	総件数	5件
工 事 一般競争入札方式		2件
	政府調達	1件
	政府調達以外	1件
建設コンサルタント業務等		2件
物品・役務		1件
委員からの意見・質問、 それに対する説明・回答等	意見・質問	説明・回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特になし	

○ 問い合わせ先

横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎

電話 045-211-7413（経理調達課）

国土交通省関東地方整備局 入札監視委員会第二部会事務局

契約管理官 小宮 淳一

経理調達課長 兒玉 有矢

品質確保室長 所 雅 弘

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
【報告事項】 (1) 入札・契約手続の運用状況等報告 (2) 指名停止等の運用状況等報告 (3) 談合情報等の対応状況報告 (4) 一者応札の発生状況報告 (5) 高落札率の発生状況報告 (6) 事務所毎の平均落札率の推移報告 (1)～(6) 報告内容に対する意見・質問なし	
【事案1】 一般競争入札方式（政府調達対象） 「令和7年度 千葉港海岸船橋地区海老川水門築造工事」 6者中4者低入札であるが、調査基準価格の算定が適切に行われているか説明してほしい。 4社が基準価格以上とならなかった理由の一つとして、複数の工事を組み合わせた結果そのようになったのではないかと推察されるが、その工事の組み合わせについての理由・経緯を説明してほしい。	当該案件の場合は、工事と業務の算定を合計したものとなります。また、工事については、土木工事、建築工事、設備工事の3工事あり、直接工事費×9.7/10、共通仮設費×9/10、現場管理費×9/10、一般管理費等×6.8/10の合計となります。業務については、直接人件費、直接経費、その他原価×9/10、一般管理費等×5/10の合計で算出します。端数処理も含め誤りのないことを確認しております。 本件は土木・機械設備・建築の3工種で構成されており、既存の水門を稼働させながら新しい水門も稼働させるという複雑な工事となっております。 本件工事においては、新旧水門の切り替えに伴い、各種試験が多段階にわたって必要となりますので、工事を分割発注し複数の会社が施工した場合、試験日程の調整が困難となり、工程全体の遅延につながる恐れがあります。また、施工場所が狭隘で資材搬入等の制約もある中、複数社間のマネジメントがさらに複雑化することが予想されます。次に、安全管理上の課題として、工事現場が非常に近接しているため、複数社が入るよりも1社が一括して安全管理を行う方が、工事事故の防止につながると考えました。 以上の理由から、本件については一括発注とし、統合的な施工管理のもとで進めることを決定いたしました。

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
異工種 JV を認めたにもかかわらず単体企業が落札している。評価基準が JV の参加を活かす内容になっていたか。また、技術提案の評価項目が土木にかかる本体工の工夫に限定されていたが、異工種 JV としての提案を考慮した評価基準になっていたか。	今回は、S 型 WTO の発注方式であり、評価項目において単体・JV で差が出るものではありません。異工種 JV を認めることで入札に参加できうる者を増やすこととしております。 また、技術提案については、受注後に水門設備の細部設計を行う詳細設計付き発注方式であるため、水門製作・設置に関する提案は求めませんでした。
【事案2】 一般競争入札方式（政府調達以外） 「令和7年度 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区岸壁（-14m）裏込等工事」 落札者が、他社より66万円高いにもかかわらず落札した根拠を説明してほしい。 企業の技術力評価がほぼ全社同じ点数になっているが、これは通常の範囲か。 工事成績の評価における点数区分について、70点台は細かく区分されているが、80点台以上は細分化されておらず評価に差が出る余地が少ないように思われる。今後変更することはあるのか。 今後、変化があった際は検討をして頂きたい。	今回の発注方式である施工能力評価型Ⅰ型は、技術的工夫の余地が少なく、発注者が示す仕様に基づき適切で確実な施工を行うことを重視しているため、技術評価点が高い企業ほど工事における確実性が高まると考えられます。 落札者の入札価格は他社よりも66万円高いものですが、施工の確実性やリスク回避を考慮しますと、金額差を逆転した評価は妥当と判断しております。 A等級の企業が多く参加した場合、企業実績での差がつきにくい傾向となっております。 80点以上は、品質が高く優良な施工実績があることを示しており、一定水準以上をクリアしていると判断しております。 また、中小企業などは、80点をとっている業者があまり多くないため、現行の70点台の細区分で点差がついており、現時点では、制度として機能していると考えております。 今後、80点以上の業者が増加するようであれば、細分化の検討も必要になると思われます。 承知いたしました。

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
【事案3】 簡易公募型競争入札方式（建設コンサルタント等） 「令和7年度 川崎港臨港道路橋梁付帯設備実施設計」 今回の業務内容は、これまでの前例と比べて規模・内容はどの程度のものか。 1社参加であるが、他の企業でも対応可能なものか。 要件が厳しすぎたために結果的に1社になったということはないかを確認したい。 今後の発注でも1社応募が続かないよう、何か対策はあるか。	本橋梁は長大橋梁であり前例が多くない現場だが、参加資格としては、橋梁や臨港道路に限定せず、道路設備設計の実績として幅広く設定しました。 ただし、仕様書等ダウンロードした者へのヒアリングでは「通常の橋梁より構造が複雑なため参加を見送った」という回答もあり、それが1社応募の一因と考えられます。 橋梁や臨港道路に限定せず、道路設備設計の実績として幅広く設定しております。仕様書等ダウンロードした者へのヒアリングでは、「道路設計・設備設計・橋梁設計の各担当技術者の手持ち業務量が多く、体制の調整がつかない」という回答もありました。 要件は既に最大限幅広く設定しており、更なる対策というのは、今すぐは思いつきませんが、引き続き検討していきます。
【4】 事案 簡易公募型プロポーザル方式（建設コンサルタント等） 「令和7年度 東京国際空港空港アクセス鉄道引上線シールドトンネル他構造解析等業務」 参加要件が厳しすぎて社数を絞る結果になっていないか。 業務規模が大きいが、解析ケースの設定根拠は何か。	羽田空港での実績や特定施設への限定はしておらず、過度に厳しい条件ではないと認識しています。 要件設定時の社数調査では、同種業務で7社以上、類似業務で19社以上を確認しております。 解析対象は5断面です。（駅舎改築部断面、非開削トンネル部断面、東京モノレール駅下部断面、ターミナルビル下部断面、エプロン下部断面） FEM 解析が業務費用の約8割を占め、各断面で地盤条件・荷重条件・構造物特性が異なるため、複数ケースの解析が必要となります。

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
落札者は、令和4年度にも同様のアクセス線にかかる業務を受注していたと思うが、参加者を増やす上でもテーマ設定は適切だったか。また、仕様書ダウンロード数は何社か。	本業務は、羽田空港特有の軟弱地盤において、モノレール、空港ターミナルビル等の複数の近接構造物への影響を適切に評価するため、地盤の条件や過重条件、構造物ごとの特性を踏まえた高度な解析が必要となる業務となります。複数の近接構造物を総合的に検証するため、最新かつ専門的な技術的知見が求められるというところからプロポーザル方式を採用しました。品質確保および今後の事業推進の観点からも本テーマの設定については、必要かつ適切であったと考えております。 仕様書ダウンロードは、13社を確認しております。ヒアリングでは、配置予定技術者の手持ち業務の関係や実施体制の構築困難を理由に参加を見送ったという回答を得ております。
【事案5】 一般競争入札方式（役務の提供等） 「令和7年度 首都圏臨海防災センター庁舎照明改修」 落札価格が調査基準価格を大幅に下回っているが、予定価格・調査基準価格の算定は適切だったか。 落札価格が非常に安い、品質確保の観点から問題はないか。なぜこれほど安く落札できたのか。	機器については、「月刊積算資料」「月刊物価資料」の公表単価を採用し、施工については公共建築工事標準単価積算基準の代価表を使用して積算しており、妥当性があると考えています。 低入札案件に該当するため、最低価格業者に対して施工根拠・積算内訳書・過去の実績等を提出させ、ヒアリングを実施しました。 ヒアリングでは、国等での同種工事の受注経験があること、機器・部材については品質面も含め適切に調達できることが確認されました。施工実績にも問題がないことを確認した上で契約しております。
【まとめ】 本日の審議に関して、特に意見の具申及び勧告等はなし。	